

令和4年第4回

富谷市議会定例会議案書

令和4年11月30日提出

富 谷 市

令和4年第4回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	職員の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第 2号	議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	10
議案第 3号	特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について	13
議案第 4号	富谷市一般職の任期付職員ゝ採用等に関する条例の一部改正について	16
議案第 5号	富谷市子ども・子育て会議条例の一部改正について	20
議案第 6号	令和4年度富谷市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第 7号	令和4年度富谷市市営墓地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第 8号	令和4年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 9号	令和4年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第10号	令和4年度富谷市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第11号	令和4年度富谷市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第12号	町の区域を変更することについて	22

議案第13号	富谷市道路線の認定について	24
議案第14号	和解及び損害賠償額の決定について	26
議案第15号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	27

議案第 1 号

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて、本市の一般職の職員の給与を改定するほか、所要の改正を行うもの。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和40年富谷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>第1条～第19条の3 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u> _____を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	

24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200

54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	

84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			

	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては, 3号俸)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(初任給, 昇格, 昇給等の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は, 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸_____とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>

改正後	現 行
<p>7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号俸数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。</p>	<p>7 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。</p>
<p>8～11 略</p>	<p>8～11 略</p>
<p>第5条の2～第19条の3 略</p>	<p>第5条の2～第19条の3 略</p>
<p>(勤勉手当)</p>	<p>(勤勉手当)</p>
<p>第20条 略</p>	<p>第20条 略</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u> _____を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正後	現 行
<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>第21条～第24条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 2号

議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第
32号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

国の一般職の指定職員の給与改定に準じて，所要の改正を行うもの。

議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年富谷町条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は <u>100分の167.5</u> とする。	第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は <u>100分の162.5</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は <u>100分の165</u> とする。	第1条～第4条 略 （期末手当） 第5条 略 2 略 3 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、議員報酬月額にその額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乗ずる割合は <u>100分の167.5</u> とする。

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 3号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の指定職員ゝ給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和48年富谷町条例第33号）

の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の167.5</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の162.5</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の165</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定により期末手当を算出する場合において、期末手当基礎額は、給料月額にその額の100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、期末手当基礎額に乘ずる割合は<u>100分の167.5</u>とする。</p> <p>第5条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（次項で「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 4号

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

国の一般職の職員の給与改定に準じて、所要の改正を行うもの。

富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第7条 略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第9条第3項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第9条～第10条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第9条第3項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。）及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷市条例第18号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第9条～第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

第2条 富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
第1条～第7条 略	第1条～第7条 略

改正後	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第9条第3項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷市条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>第9条～第10条 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第9条第3項の規定の適用については、給与条例第3条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第23条の2第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条第3項中「職員」とあるのは「職員及び富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年富谷市条例第18号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第9条～第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用日)

- 2 第1条の規定による改正後の富谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項で「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の富谷市一般職の任期付職

員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内
払とみなす。

議案第 5号

富谷市子ども・子育て会議条例の一部改正について

富谷市子ども・子育て会議条例（平成25年富谷町条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

富谷市子ども・子育て会議条例（平成25年富谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 (設置)	第1条 略 (設置)
第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第72条第1項</u> に基づき、同項の合議制の機関として、富谷市子ども・子育て会議を置く。	第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） <u>第77条第1項</u> に基づき、同項の合議制の機関として、富谷市子ども・子育て会議を置く。
第3条～第10条 略	第3条～第10条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第12号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の町の区域を別添のとおり変更するものとする。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

土地区画整理事業の施行に伴い、当該施行区域において町の区域を変更することによって、合理的にしようとするもの。

変 更 調 書

区域を変更する 町 名	左の区域に編入される区域	
	町 名	地 番
成田九丁目	明石上桜ノ木	24の4, 24の6, 27の6, 27の7, 31の2

議案第13号

富谷市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により，市道路線を別紙のとおり認定する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生裕俊

提案理由

富谷市成田南土地区画整理事業に伴い，市道路線として新たに1路線を認定するもの。
また，国からの要請を受け，国有地を市道路線として新たに1路線を認定するもの。

別紙



路線 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
936	成田11-1号線	富谷市成田九丁目3番2地先	
		富谷市明石上桜ノ木24番4地先	
937	上桜木線	富谷市上桜木一丁目1番9地先	
		富谷市上桜木一丁目1番9地先	

議案第14号

和解及び損害賠償額の決定について

市道穀田線における自動車の損傷事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金9,000円也
- 2 和解の相手方 

- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金9,000円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和4年11月30日提出

富谷市長 若生裕俊

議案第15号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

教育委員会の委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 武 田 泉

生年月日



令和4年11月30日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

教育委員会委員 長沼陽子の任期が、令和4年12月11日をもって満了するため、新たに教育委員会委員として任命するもの。